

第2期越谷市障がい福祉計画案に対するパブリックコメントの反映結果

NO.	該当箇所	意見の内容(全文記載)	市の考え方	計画への反映(修正を行った部分を記載)
1	P.5 第2章-2-3	グループホーム等の充実と地域生活への移行 地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実、自立訓練事業等の推進により福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を図りますと書いてありますが、具体的にどんな充実をお考えでしょうか？	社会福祉法人等によるグループホームやケアホームの設置について働きかけ、住まいの場の確保に努めるとともに自立訓練事業所等の日中活動の場など、地域移行に必要な社会資源を充実させます。なお、施設整備費、改修費及び初年度経費にかかる国県の補助制度があります。	「障がい者の地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場であるグループホーム(共同生活援助)やケアホーム(共同生活介護)の設置について、 国県の補助制度を活用し、社会福祉法人やNPO法人等に働きかけていきます。 」と修正します。
2	P.6 第2章-3-1	福祉施設の入所者の地域生活への移行 国や越谷市では、福祉施設の入所を減らす方向ですが、入所支援が必要な障がい者は増え続けると思われます。「地域生活への移行」という目標がクローズアップされていますが、重度の障がい者にとっては、ただ地域に移り住んだだけでは、あまりに貧困な条件の中に置かれることになります。 入所施設の支援内容は、安心して仲間とともに暮らせる良さがあり、職員配置も報酬もそれに見合ったものですが、グループホーム・ケアホームでは、重度の障がい者の生活(人生)をサポートするには、あまりにも職員配置、報酬が低すぎます。(また軽度の障がい者にとっても、同様です。) 入所施設を「地域移行」と対立的にとらえず、どちらもその人に合った選択ができるよう、単なる数値目標に、人を合わせないようお願いしたいと思います。(支援は、その人らしく生きていくために何が重要かという観点で)	施設入所者の地域移行について、国は7%以上を見込んでいますが、本市では利用者や待機者の状況を考慮し2%としております。地域生活への移行については、本人や家族の意向はもちろん、個々の状況に応じ施設利用を含めて支援をしていきます。グループホーム・ケアホームについては、国で定める報酬額の他に助成をしています。	「 本市においては、現在の施設入所者の1割が平成23年度までに地域移行することを目指します。施設入所というサービスが真に必要な方については引き続きご利用いただきますが、同時に、施設入所のニーズについて適切に調査・確認を行い、地域生活を支援する社会資源の充実を図りながら、目標値に近づけることとします。一方、障がい者施設の入所者数については、待機者が多い状況も考慮しますが、平成23年度末までに2%の減少を図ります。 」と修正します。
3	P.6 第2章-3-1	福祉施設の入所者の地域生活への移行 入所者の1割を地域生活へ移行との数値目標ですが、施設を出ても受け皿が少ない現状では難しいのではないかと思います。入所施設は特別などころではなく地域となんらかの関わりを持ち生活している、それも地域生活のひとつの形ではないでしょうか。 グループホームやケアホーム等へ移るにしても経済的な負担は大きく、現在の人員配置では重度者は利用しづらいのではと思う。人員の加配、運営費の補助等をお願いします。	福祉施設入所者の地域移行は、すべての入所者に地域への移行を求めているわけではありません。施設入所支援というサービス形態が必要な方には引き続き入所施設を利用できます。越谷市の目標値でも、今後新たに入所が必要な人数を見込んだ上で23年度までの地域移行の目標値を算定しております。地域移行を望んでいる方へグループホーム等の基盤整備を進めるという観点から、本計画の目標値を設定しています。	NO.2と同じ。
4	P.6 第2章-3-1	福祉施設の入所者の地域生活への移行 「共に育ち、共に生きる社会」障がいをもった人達が生活していくためには、必要とする時必要な援助を受けることが出来なければむずかしいことだと思います。今の自立支援法の下ではたくさんの支援を必要とする重度の者にとって経済的な負担が大きい、しかし、親なき後の事を考えた時、入所施設等必要であると思いますし、将来的にも希望している親はもっと多いと思います。市単独の補助を行う等支援をお願いしたいと思います。市内の各施設と利用者数の比較等があればもっとわかりやすい。	自立支援法における利用者負担については、平成19年4月からの特別対策、平成20年7月からは緊急措置を実施し、21年度以降もその措置を継続しています。さらに平成21年7月からは減免措置を行う場合の資産要件を廃止、また心身扶養共済の給付金を収入認定しない取扱いとなります。経済的な負担をできるだけ少なくする措置を国の軽減措置に基づき行っていますが、現時点では市単独補助については考えておりません。	
5	P.6 第2章-3-1	福祉施設の入所者の地域生活への移行 長い間市外での施設に入所している障がい者にとって地域生活へ…との事で越谷市内に戻って来ててもそこはその人の地域生活の場にはならないと思います。 長い間住み慣れた所こそが生活の場だと思いますし、障がい者や高齢者がすぐに新しい環境に慣れる事はとても難しいことだと思います。今後入所のニーズが高まっていく中で減らされていくのはおかしい!! 現在は親も元気で通所しているのですが親も年をとりその時には我が子が安心して入所出来る施設を希望しています。	福祉施設入所者の地域移行は、すべての入所者に地域への移行を求めているわけではありません。施設入所支援というサービス形態が必要な方には引き続き入所施設を利用できます。越谷市の目標値でも、今後新たに入所が必要な人数を見込んだ上で23年度までの地域移行の目標値を算定しております。地域移行を望んでいる方へグループホーム等の基盤整備を進めるという観点から、本計画の目標値を設定しています。	NO.2と同じ。
6	P.6 第2章-3-1	福祉施設の入所者の地域生活への移行 平成23年度末までに2%の減少を目標とありますが、親が年を取るにつれ、最終目標は、入所が希望になります。増えることはあっても、減る、減らすことなど考えられません。	福祉施設入所者の地域移行は、すべての入所者に地域への移行を求めているわけではありません。施設入所支援というサービス形態が必要な方には引き続き入所施設を利用できます。越谷市の目標値でも、今後新たに入所が必要な人数を見込んだ上で23年度までの地域移行の目標値を算定しております。地域移行を望んでいる方へグループホーム等の基盤整備を進めるという観点から、本計画の目標値を設定しています。	NO.2と同じ。
7	P.6 第2章-3-1	福祉施設の入所者の地域生活への移行 現在、最重度知的障がいを持つ息子が障害者支援施設で安心して利用仲間と楽しく暮らしていますが、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の入所者削減見込目標値を見て、驚いています。障がい程度、本人を支えている家族の希望、移行先受け皿の確立等が見えなくて、数字に追われて、障がいを持つ人への支援には見えません。市内の障がいを持つ人の入所待機者は何人いらっしゃいますか。もう少し正確な人数を把握し、時間をかけて、計画案を出して下さい。障害者自立支援法になり、市は福祉を後退させたのでしょうか。市民だれもが安心出来る案を出して下さい。	福祉施設入所者の地域移行は、すべての入所者に地域への移行を求めているわけではありません。施設入所支援というサービス形態が必要な方には引き続き入所施設を利用できます。越谷市の目標値でも、今後新たに入所が必要な人数を見込んだ上で23年度までの地域移行の目標値を算定しております。地域移行を望んでいる方へグループホーム等の基盤整備を進めるという観点から、本計画の目標値を設定しています。	NO.2と同じ。
8	P.6 第2章-3-1	福祉施設の入所者の地域生活への移行 →「本市においては、現在の施設入所者の1割が……平成23年度末までに 7%の減少 を目標とします。」と修正(太文字部分)してください。これに応じて、表の数字も変えてください。 理由：かつて入所施設への収容主義を進めてきた国が転換して、せつかく入所者数を7%以上削減として設定したのだから、国の目標を下回るべきではありません。待機者の状況というけれど、地域で生きられれば、施設に入りたいものはいません。待機者も含めて、地域で生き抜けるよう、地域をよくすべきです。その上で、国、県に全面的バックアップを求めてゆくべきです。短期入所サービスの必要見込み量を、福祉施設の入所者の地域生活への移行者数の修正にあわせて修正してください。	国の基本指針においては、第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本としていますが、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましいとしております。本市においては、障がい者の施設入所者数については、入所希望でありながら待機状態となっている方が多い状況を考慮し、平成23年度末までに2%の減少を目標とします。	
9	P.7 第2章-3-3	福祉施設から一般就労への移行 「そこで、本市の平成23年度における一般就労者数は平成17年度の4倍にすることを目標とします。また、平成23年度までに平成17年度の福祉施設利用者のうち2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを目標とします。」と修正(太文字部分)してください。 理由：前項と同様に、国が設定した目標は、市として最低限の目標とすべきです。市および周辺において、就労移行支援事業や就労継続支援(A型)事業を行う事業所が育ってゆく環境は厳しいと思われすが、そのための環境整備に努め、必要な協力を国・県に求めてゆくべきだと考えます。	福祉施設利用者の2割が就労移行支援事業、就労継続支援事業のうち3割がA型事業を利用するという数値については、市町村障害福祉計画の中では目標値の設定を行っていません。県内では同様なサービスを展開してきた福祉工場の実績が少なく、就労移行支援事業及び就労継続支援A型事業については、移行希望が少ない現状になっておりますが、埼玉県が就労継続支援B型から就労継続支援A型への移行助成事業を平成21年度から行うことになっていきます。	
10	P.11 第3章-1-1	ホームヘルプサービス(訪問系)の必要量について →「4つの訪問系サービスの必要量は、平成18年度から平成20年度までの利用時間数・利用人数の推移を基礎に、入所施設から地域生活への移行および退院可能な精神科病院入院患者の地域生活への移行の人数、さらに一般就労者や就労移行支援事業利用者、就労継続支援(A型)事業利用者の増加等に伴う自立した暮らしへのニーズの増加を加味して算定します。」と修正(太文字部分)してください。理由：施設体系が本格的に転換してゆくことにあわせて、サービスの必要量増加を考慮すべきです。ホームヘルプサービスの必要見込み量を、上記の修正にあわせて修正してください。	ホームヘルプサービス(訪問系)の必要量は、平成18年度から平成20年度までの利用実績を元に今後、3年間の利用予想を算定し、入所施設から地域生活への移行および退院可能な精神科病院入院患者の地域生活への移行の人数を加味しております。一般就労者や就労移行支援事業利用者、就労継続支援(A型)事業利用者については、ホームヘルプサービスの必要量に大きく影響は与えるとは考えていません。	

No.	該当箇所	意見の内容(全文記載)	市の考え方	計画への反映(修正を行った部分を記載)
11	P.15 第3章-1-3	施設の新体系サービス(日中活動系・居住系)の必要量について →「施設の新体系サービスの必要量は、施設に対する移行計画調査の結果を踏まえ、さらに入所施設から地域生活への移行、退院可能な精神科病院入院患者の地域生活への移行、 一般就労者や就労移行支援事業利用者、就労継続支援(A型)事業利用者増加の目標 、および養護学校卒業生のサービス利用予想を加味して算定します。」と修正(太文字部分)してください。 理由:先に述べたように、「入所施設の待機者」を初めからカウントするのでは、計画の意味がありません。いま地域にいる人を支えられないのに、長年施設になじんでいる人を地域移行させるなど不可能です。また、就労移行支援事業の利用や就労継続支援(A型)事業利用を育てることを、そのための環境整備も含めてカウントに入れるべきです。これに応じて、「サービスの必要見込み量」を変えてください。	就労移行支援事業利用者、就労継続支援(A型)事業利用者は、個々に必要量を算定しています。確かに就労移行支援事業、就労継続支援(A型)事業ともにサービス基盤が整っていない現状がありますが、今後、就労継続支援A型への移行助成事業等により徐々に進んでいくと思われます。入所施設の待機者の部分については、P.6の福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る目標値と連動していますので、施設入所支援が必要な入所施設の待機者を含めて算定しています。	
12	P.16 第3章-1-5	相談支援の必要量について サービス利用計画の作成の必要見込み量を、入所施設からの地域移行の数が増えるのにあわせて、増やしてください。	サービス利用計画とは、障害福祉サービスを利用する際のケアプランに相当するものですが、長期間の入所・入院から地域生活に移行しようとする人、および家族や周囲からの支援が得られず具体的な生活設計が困難な人に対して、指定相談支援事業所が利用計画を作成し、サービスの利用援助を行うものです。計画書の月間利用件数は入所施設から地域移行する方の人数から算定しています。	
13	P.17 第3章-2-1	見込み量確保のための方策・訪問系サービスの充実 →「(訪問系)サービス内容の充実 障がいの種別にかかわらず、必要に応じて、適切なサービスが受けられるよう、利用の斡旋、調整などの支援を行います。 重度障がい者の自立生活に大切な役割を果たす重度訪問介護を提供できる事業者が極めて少ない現状に対し、重度訪問介護を提供する事業者を育て、支援します。入院時にも、必要な場合、ヘルパーの派遣に努めます。 また質の高いサービスが提供できるよう、研修等により従事者の資質の向上を図るとともに、公正・中立な立場から福祉サービスを評価する第三者評価の導入を促進します。」と修正(太文字部分)してください。 理由:重度訪問介護と入院時については、国に対する見直し要望も必要ですが、それを待ってられないので、市レベルでできることをやる必要があります。	ホームヘルプサービスの中の重度訪問介護は、重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に行うサービスですが、平成19年度利用実績として6,896時間、利用者数は10人、サービス事業所は8箇所となっています。なお、平成21年度から重度訪問介護の利用促進に係わる市町村支援事業が実施予定です。また、入院時にはヘルパーの派遣はご利用できません。	
14	P.17 第3章-2-2-(1)	日中活動系サービスへの移行促進 →「日中活動系サービスの充実を図るため、 新体系移行支援事業等を活用するとともに、障がい福祉サービス事業所を足場にして職場や地域に参加できる環境整備を、行政の各分野はもとより社会福祉協議会や市民、各種団体が連携して行うことにより、既存施設の新体系サービスへの円滑な移行を進めます。 」と修正(太文字部分)してください。 理由:新体系サービスは既存施設と異なり、細かく機能分化しているため、これまで行ってきたさまざまな活動を切り捨てるをえないという危惧が強くなります。すでに、日割り計算というだけでも、フリーな活動がしにくくなり、家と施設の往復という閉ざされた活動に傾きつつあります。せっかくの新体系移行を生かすためにも、施設外実習や施設外就労等が行いやすい地域環境を整備する必要があります。それが、障がい福祉サービスにより地域を活性化する道にもつながります。	2. 日中活動系サービスへの移行促進については、旧体系のサービス事業所が、今後平成23年度までに新体系に位置づけられる日中活動系サービスへ移行を促進するという主題について記載しています。職場や地域に参加できる環境整備への取組みは、4. 一般就労への移行等の推進の中で検討します。	
15	P.17 第3章-2-2-(2)	地域デイケア施設等の移行支援 移行により、移行前より条件が劣悪にならないよう、少なくとも現状維持できるよう、市として補助金を。越谷市内の事業所だけでなく、越谷市民が利用している市外の事業所にも同等の補助を。	デイケア施設から地域活動支援センター等への移行については、移行促進の観点から補助内容を検討しております。他市の施設利用に関しては、対象施設の存する市町村の規定する額を負担していきたいと考えております。	
16	P.17 第3章-2-2-(2)	地域デイケア施設等の移行支援 デイケア施設の移行についても移行後も現状と同じ様な運営が出来る様移行後も運営費の補助をお願いします。	デイケア施設から地域活動支援センター等への移行については、移行を促進する観点から補助内容を検討しております。	
17	P.17 第3章-2-2-(2)	地域デイケア施設等の移行支援 →「 6人～9人の施設やすぐに移行できない施設については、運営費等の補助を行います。 」と修正(太文字部分)してください。 理由:小さな施設だからこそ、地域に溶け込みやすく、商店街の小さな空き店舗で店をやるということもやりやすいのです。地域デイケア施設のよい面は、今後も受け継いでゆく必要があります。	地域デイケア施設等の法定外施設は、平成23年度までに障害者自立支援法に規定する新体系サービスや地域活動支援センターへの移行を求められています。基準に満たない施設に対しましては、移行期限までについてはデイケア施設に対する現行補助により支援いたします。	
18	P.17 第3章-2-3-(1)	グループホーム・ケアホームの設置促進について 社会福祉法人やNPO法人等に働きかけていきますと書いてありますが、どのように働きかけていくのか?グループホームやケアホーム等での暮らしを体験するため補助を行い、障がい者の地域生活への移行を支援すると書いてありますが、どのように補助を行いどのように支援するのか? 今まで施設で暮らしてきた人達が地域にグループホーム、ケアホームで暮らすということは生活の場がすべて(日中は別の場としても)になるわけで、その障がいというのはどのくらいまでなのか?生活のすべてに支援が必要であれば、もっとサービスの充実を図るべきではないでしょうか?	施設整備費、改修費及び初年度経費にかかる国庫の補助制度、利用者ニーズや設置状況などの情報を提供し、グループホーム等の生活を体験してもらうための補助金を交付しています。利用者の障がいの程度については、面談や聞き取りによる個々の状況、審査会の判定などに基きます。	No.1と同じ。
19	P.17 第3章-2-3-(1)	グループホーム・ケアホームの設置促進 →「障がい者の地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場であるグループホーム(共同生活援助)やケアホーム(共同生活介護)の設置について、社会福祉法人やNPO法人に働きかけていきます。 また、グループホームやケアホームに個別のホームヘルパーが入れられなくなり、法人の職員と入居者だけの狭い関係になっている現状に対し、支援策を検討します。さらに、市営住宅、県営住宅のグループホームやケアホームとしての活用についても、可能性を探ります。また、グループホームやケアホームを身体障がい者が利用できる制度とするよう県を通して国に働きかけるとともに、身体障がい者も対象で、個別ヘルパーも利用可能な生活ホーム制度の積極的活用と支援を行います。 」と修正(太文字部分)してください。 理由:グループホームやケアホームは、日割りになったことや、ホームヘルパーが入れなくなったこと、さらに消防防火設備ほかさまざまな問題が重なり、撤退するところも出ています。抜本的な支援策がなければ、働きかけも効を奏しません。生活ホームへの支援も重要です。	グループホーム、ケアホーム入居者については、生活支援員の役割との関係からヘルパーを利用している方は少ないですが、状況に応じ可能となっています。また、身体障害者のグループホーム利用については、現在国において検討がおこなわれております。	
20	P.18 第3章-2-3-(2)	グループホーム等の利用促進 →「グループホームやケアホームでの暮らしを体験するための補助を行い、障がい者の地域生活への移行を促進します。 また、福祉施設に入所したり、病院に入院中の障がい者が、介護人を使って地域生活を体験するための外出や外泊を行えるよう支援を行います。 」と修正(太文字部分)してください。 理由:施設や病院に長年暮らしている人が、地域移行を決意するためには、十分なプロセスが必要です。受け皿だけでは地域移行につながりません。	全身性障がい者介護人派遣事業、知的障がい者介護人派遣事業については在宅者の外出支援として位置づけています。従いまして、施設入所者の外出支援等で介護人派遣事業の利用は現状では難しい状況です。	

NO.	該当箇所	意見の内容(全文記載)	市の考え方	計画への反映(修正を行った部分を記載)
21	P.18 第3章-2-4	就労支援事業 一般就労の中で、対人関係の不安や、仕事に対する配慮が必要な障がい者にはジョブコーチを配置。軽度で一般就労のできる人は、社会とのつながりがより強い分、犯罪やトラブルにまき込まれやすいので。	障がい者の就労支援においては、ジョブコーチの役割は重要であるため、就労支援実施事業所にあっては、職員の就労支援技術の向上を図る必要があります。 また、在宅の障がい者の就労支援については、障がい者の就労を総合的に支援する窓口として、平成17年4月から越谷市産業雇用支援センター内の越谷市障害者就労支援センターで就労支援事業を実施しています。そこでは、職業相談・職場開拓・職場実習支援・離職後支援等を行っています。	
22	P.18 第3章-2-4-(1)	一般就労への移行促進 「福祉施設から一般就労への移行を進めるため、就労移行支援や就労継続支援のサービス事業者が円滑な事業展開が図れるよう、新体系移行支援事業を活用するとともに、障がい福祉サービス事業所を足場にして職場や地域に参加できる環境整備を、行政の各分野はもとより社会福祉協議会や市民、各種団体が連携して行うことにより、運営等に対する支援を行います。また、障害者就労支援センターにおいて、サービス事業者への相談支援を行うとともに、サービス事業者とともに障がい者本人に対しピアサポートによる職場参加・就労準備支援を行い、就職後の職場定着のための事業所巡回や離職後の再就職のための相談など、次につなげる支援を行います。」と修正(太文字部分)してください。 理由：前半については、NO.14のところで述べたとおりです。後半については、就労を切り口とした生活を切り開く上で障がい当事者のエンパワメントが重要であり、サービス事業者がそれを支援できるようにサポートしてゆくことが就労支援センターの役割になるべきだと考えます。機械的な分業ではだめです。	福祉施設から一般就労への移行においては、ご指摘のとおり就労を受け入れる社会体制づくりは大変重要な鍵となりますが、まずは、福祉施設自らが就労支援のノウハウを蓄積し、利用者の就労能力を向上する訓練を実施することが先決です。そのため、各サービス事業者が就労移行への体制を整えるべく、就労移行や就労継続のサービス事業者として円滑な事業展開が図れる運営体制の整備について、支援を行う必要があると考えます。 また、ピアサポート支援は、就労支援の重要な方法であり、障害者就労支援事業実施要綱に位置づけています。しかし、同事業を実施する障害者就労支援センターは、基本的に福祉施設で就労支援を受けられない在宅の障がい者を対象としており、サービス事業所との連携においては、同センターがサービス事業所利用者を直接的に支援するのではなく、在宅の障がい者を支援した実績に基づくノウハウをサービス事業者に伝え、サービス事業者自らが利用者の求める就労支援を実施できるよう後押しすることが重要と考えています。	
23	P.18 第3章-2-4-(2)	就労支援事業の充実 →「障がい者の一般就労を推進するため、企業やハローワーク等関係機関と連携を図りながら、障害者就労支援センターにおいて就労相談や職場開拓などを行います。近隣の自治体と連携した就労支援施策、特にピアサポート活動の拠点づくりを共同で支援します。また、地域適応支援事業を通して、一般就労が困難な障がい者の職場参加や職場実習を進めるとともに、この事業の中心となってきた市の職場において、施設外就労やグループアルバイトの機会を提供します。」と修正(太文字部分)してください。 理由：原案は、民間企業だけを就労の場としてあてていますが、市役所の職場も、雇用となると地方公務員法の「能力の実証」の規定や定数減という問題をクリアしなければなりません、役務の提供ということであれば十分可能だし、国、県も奨励しています。	本市では、ピアサポートは重要な就労支援策の一つとして取り組んでいますが、各自治体の取り組みについては様々であり、共同で実施する考えはありません。 なお、現在県内では障害者就労支援センター25市、障害者就業・生活支援センター7箇所が設置されており、県就業支援課が中心となって、県(労働部、福祉部、教育局)や埼玉労働局、障害者雇用サポートセンターなどを含めた57の機関による連絡会議を設置し、関係機関と連携と効果的な就労支援実施を目的として、会議や企業視察、研修会等を実施していますので、これを活用して効果的な近隣自治体との連携を図っていきたくと考えています。 また、障がい者の市役所内就労については検討課題として捉えており、地域適応支援事業の結果等も踏まえ、障がいのある方々の多様な就労形態についても様々な角度から検討してまいりたいと考えています。	
24	P.18 第3章-2-4	一般就労への移行等の推進 4. 一般就労への移行等の推進の(2)就労支援事業の充実の後に、(3)就労支援を受け止める共に働く街づくりという項を設け、以下(太文字部分)を追加してください。 障がい者の一般就労支援を受け止める街づくりを推進します。まず、市立通所授産施設の移転と新体系移行にあたり、新施設の従たる事業所を商店街や農業地域に設け、地域のニーズに応じた仕事を開発しつつ住民とともに働く施設としてゆく構想を練るために、商工会や農協や行政各分野、関係機関等の参加も得た市立通所授産施設ありかた検討会を設置します。また、障害者が他の人々とともに働くコミュニティビジネスの支援や複数の事業所が協働して障がい者の就労の場を作れるようにするなどの事業所支援を行います。あわせて、障がい者の就労、職場参加を、身近な地域の市民が共に進めて行けるよう、(仮称)職場参加パートナー派遣事業を実施します。さらに、共に働く街づくりを進めるためには、小さい頃から共に学び、共に育つことができるよう、これまでの就学指導の見直しに取り組みます。」 就労支援事業の充実にとって、市の役割は極めて大きく、多岐にわたっています。	市立通所授産施設の今後のサービス内容や運営形態等の決定においては、現行施設に通所している利用者や保護者の意向が重要な要素の一つであることから、まずは現在の利用者や保護者のご意見を十分にお聴きしながら、スムーズな移行が図れるよう検討してまいりたいと考えております。なお、(仮称)越谷市障がい者施設の整備にあたりましては、しらこぼと職業センターのほかに、付加機能として、主に在宅の障がい者を対象とした生活支援機能や就労支援機能、地域との交流機能を併せた施設として考えております。また施設運営につきましては、しらこぼと職業センターの運営のほかに、こうした付加機能との連携を含めた施設全体の運営等も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。従いまして、市立通所授産施設ありかた検討会の設置は考えておりませんが、様々な場を通じて、意見の集約を行ってまいります。 また、障がい者の一般就労を受け入れる体制づくりについては、その課題や必要な支援などについて、地域自立支援協議会の設置とあわせて、検討していきたくと考えています。	
25	P.18 第3章-2-6-(1)	利用者負担の軽減 障がい者が生きるために受ける支援(サービス)は、無料にすべきだと思います。	障がい福祉サービスの利用者負担については、法令により定められており、これまで負担軽減措置が行われてきましたが、平成21年7月からはさらなる軽減措置が国において検討されています。	
26	P.21 第4章-1-2	コミュニケーション支援事業 事業名は「要約筆記奉仕員派遣事業」ではなく、「要約筆記者派遣事業」ではないでしょうか？ 現在、すでに「越谷市要約筆記者派遣事業検討会」という名称で、障害福祉課を事務局に、社会福祉協議会や関係団体と共に、来年度完全実施に向け協議を進めているところです。全国・全県に先駆けてこの名称での事業展開をしていただいた前任の担当者には深く感謝しているところです。同じ障害福祉課内で名称の統一ができないのは疑問です。 元来、現行の手話通訳者制度についても、長年、都道府県レベルでも「手話奉仕員」という名前で制度体系が続いてきた経過があります。それが数年前から単なる「手話ができること」と「手話通訳ができること」の違いを行政サイドにも認識していただいた結果、埼玉県内の制度については正式に「手話通訳者」という言い方になってきています。これは、福祉の分野でこのような障害者に対するかかわりを、単に「ボランティア」の一つというとならえ方できた結果であると言えます。手話通訳者も、まだまだ待遇的には、ボランティアの域を越えませんが、それでも少しずつ認識され始めてきています。同様に「要約筆記者」も、その活動の実態については、まだまだ一般の人には知られていませんが、音声での言葉を聴き、即座に要約して文字にするという行為は、ボランティアの域は越えており、専門の技術を要します。「要約筆記奉仕員」という呼び方は、「奉仕をする=ボランティア」ととらえられやすいと思われる。ぜひ、越谷としては、全国、全県に先駆けて「要約筆記者」という専門技術者に見合った名称での事業展開を望みます。	「要約筆記者派遣事業」の実施に向け協議を進めていますので、「要約筆記者派遣事業」に修正します。	「要約筆記奉仕員派遣事業」→「要約筆記者派遣事業」に修正。
27	P.24 第4章-1-4	移動支援事業 →「平成15年度から平成18年9月までの外出介護サービスの利用状況を基礎に、入所施設から地域生活への移行および退院可能な精神科病院入院患者の地域生活への移行の人数、さらに一般就労者や就労移行支援事業利用者、就労継続支援(A型)事業利用者の増加等に伴う自立した暮らしへのニーズの増加を加味して必要量を算定します。」と修正(太文字部分)してください。 理由：全身性障がい者介護人派遣事業、知的障がい者介護人派遣事業を実施していることにより、重度障がい者が地域で社会参加してゆく支援は一定程度整っているものの、これらの介護人派遣事業は本人が介護人を推薦登録することが基本であり、施設や病院からの地域移行者はもちろん、小さい頃から分けられて育ってきた障がい者がすぐ利用することは難しい制度になっていることや、重度障がい者しか利用できないことが問題としてあります。したがって、移動支援をさらに拡充するとともに、これらの介護人派遣事業と組み合わせる活用可能性を広げることが大切です。これにあわせて、移動支援の「事業の必要見込み量」を増やしてください。	「平成15年度から平成18年9月までの外出介護サービスの利用状況」は「平成18年度から平成20年度の移動支援事業の利用状況」に訂正します。移動支援事業は、ガイドヘルパー派遣事業・全身性障がい者介護人派遣事業・知的障がい者介護人派遣事業とは運営方法や担い手が異なっており、お互いの事業の長所を生かしながら、障がい者の地域生活における外出支援を図ることにより、社会参加の一助となるよう、それぞれの事業特性をそのまま保ちたいと考えています。	「平成15年度から平成18年9月までの外出介護サービスの利用状況」は「平成18年度から平成20年度の移動支援事業の利用状況」に訂正します。

NO.	該当箇所	意見の内容(全文記載)	市の考え方	計画への反映(修正を行った部分を記載)
28	P. 24 第4章-1-4	移動支援事業 移動支援、日中一時支援事業等において、事業必要見込み量算定としてありましたが、利用したくても時間的に集中してとれなかったり、利用する事業者が少ないので過去の利用者利用時間が少なかったのではないかと思います。	数値については、過去からの利用状況により推計したもので、利用時間を制限するものではありません。移動支援や日中一時支援を行う事業所の確保に努めます。	
29	P. 24 第4章-1-5	地域活動支援センター事業 →「地域ダイケア施設に対して地域活動支援センターおよび新体系サービス事業所への移行希望を調査し、その人数を基礎に、 入所施設から地域生活への移行 、退院可能な精神科病院入院患者の地域生活への移行および養護学校卒業生、 専門学校や高等学校等を卒業して地域ダイケア施設を利用する障がい者の人数を加味して必要量を算定します。 」と修正(太文字部分)してください。 理由：障がい者の就労に関して、近年、知的障がい者や精神障がい者の就労が、多様な就労形態を利用して伸びていますが、これは全体としての非正規労働の増加と表裏一体であり、短期間での離職も増えています。これまでなら専門学校や高等学校等を卒業して一般就労し、継続就労していた人が、クビをさらされるケースも増えています。こうした労働市場に切り込んでゆくためには、就労か福祉かという二者択一ではなく、福祉的な支援も活用しながら多様な形で就労もしてゆくという発想が必要です。地域ダイケア施設や地域活動支援センターという比較的小規模な施設に利点を生かし、内職作業や自主生産ではなく、販売や役務の請負など、地域と交わりながら働く展望も重要になってきます。また、本県の地域活動支援センターの制度は、1人就業して出て行くとそれだけ補助金が減るという方式ではない点が、就労支援しやすい面もあります。いずれにせよ、正規就労しなければ自立して生きられないという固定した考えではなく、生活保護を含む活用可能な福祉制度と組み合わせて、多様な就労をしながら自立した生活を構築することが必要であり、その場合地域ダイケア施設や地域活動支援センターの利用に関するニーズはかなり大きいと考えるべきです。	地域活動支援センターの利用者数の算定については、現行の地域ダイケア施設に対して地域活動支援センターおよび新体系サービス事業所への移行希望を調査し、その人数を基礎にしています。さらに退院可能な精神科病院入院患者の地域生活への移行および養護学校卒業生を加味していますが、入所施設から地域生活への移行予定者数についても利用者数に加えるように修正します。それに合わせて平成21年度から23年度までの利用者数を修正します。なお、他のサービスを含めて、障がい福祉計画における平成23年度までの利用者数については、主なニーズを予想する中で算定しています。 また地域活動支援センターは、障害福祉サービス事業所とは異なる運営形態から、地域ダイケア施設の移行先として重要であり、今後もその運営に対して継続的な支援を行っていきます。	「地域ダイケア施設に対して地域活動支援センターおよび新体系サービス事業所への移行希望を調査し、その人数を基礎に、 入所施設から地域生活への移行 、退院可能な精神科病院入院患者の地域生活への移行の人数を加味して必要量を算定します」と修正します。また利用者人数を下記に修正します。 平成21年度 157 人 平成22年度 165 人 平成23年度 215 人
30	P. 26 第4章-2-2	地域自立支援協議会の設置 P24に地域自立支援協議会の設置にあたって、三障がいのみでなく、発達障がい等の内的な障害にも対応できるよう、柔軟に機能の充実を図って頂けるよう、希望します。その際には、特に発達障がいについては、その障がいへの理解が困難なため、協議会構成員に、発達障がいの専門知識を持たれた方を入れていただけるよう、お願い申し上げます。	地域自立支援協議会については、現在その設置に向けて協議を進めているところですが、それぞれの障がいに柔軟に対応できるよう検討してまいります。	
31	P. 28 第5章-3	権利擁護の推進 →「成年後見制度の周知を図るとともに、制度を必要とする人への支援に努めます。障がい者等に対する虐待の防止のため、地域自立支援協議会を活用すること等により、地域のネットワークの構築、虐待が発生した場合の対応、再発の防止等についてのマニュアル等の作成に取り組みます。また、 障がい者差別をなくし、共に学び・共に働き・共に暮す街づくりのための条例の制定の準備を始めます。 」と修正(太文字部分)してください。	権利擁護の推進は、障害者自立支援法という福祉サービスにおいて、利用者とサービス事業者の契約が基本となっていますので、今後、益々重要性が増してくると認識しています。成年後見センターの設置を含めて、今後、検討してまいりたいと考えています。なお、ご提案のような条例の制定は当面、予定はありません。	
32	P. 28 第5章-1	関係機関等の連携強化 →「計画の実現を図るため、保健・福祉や教育などの行政の各分野はもとより、社会福祉協議会や市民、サービス提供事業者などが、それぞれの役割を果たすとともに、障害者就労支援センターの連絡会議や新たに設置する地域自立支援協議会、 商工会や農協や行政各分野、関係機関等の参加も得た市立通所授産施設ありかた検討会等の場において 相互に連携を図ります。」と修正(太文字部分)してください。 理由：NO. 24で述べたとおりです。	今後のサービス内容や運営形態等の決定においては、現行施設に通所している利用者や保護者の意向が重要な要素の一つであることから、まずは現在の利用者や保護者のご意見を十分にお聴きしながら、スムーズな移行が図れるよう検討してまいりたいと考えております。なお、(仮称)越谷市障がい者施設の整備にあたりましては、しらかばと職業センターのほかに、付加機能として、主に在宅の障がい者を対象とした生活支援機能や就労支援機能、地域との交流機能を併せた施設として考えております。従いまして、施設運営につきましては、しらかばと職業センターの運営のほかに、こうした付加機能との連携を含めた施設全体の運営等も視野に入れて検討してまいりたいと存じます。従いまして、市立通所授産施設ありかた検討会の設置は考えておりませんが、今後も様々な場を通じて、意見の集約を行ってまいります。	
33	全般	この「第2期障がい福祉計画(案)」に対する意見募集を「広報こしがや」に掲載されていましたが、障害福祉課の窓口の職員さんが知らなくて、計画案に対しての調査、アンケートへの信頼感が半減しました。	職員が担当業務だけでなく、課の業務全体を把握するよう徹底してまいります。	
34	全般	サービス内容がわかりにくい お恥ずかしい事ですがここまではこのサービスでここからはこちらのサービスでなど内容が煩雑すぎてわかりづらいです。もう少しわかりやすくならないものでしょうか。	障がい福祉計画は、障害者自立支援法に定められた障がい福祉サービスの必要量と提供体制を確保するための実施計画となっている関係から、内容が障害者自立支援法に基づく体系となっており、利用者にとってわかりづらい面があると思われます。P. 10に障がい福祉サービスの利用イメージを掲載するとともに巻末資料編に用語の解説を入れ、できるだけ理解しやすくなるようにいたします。	P. 10に障がい福祉サービスの利用イメージ図を掲載します。
35	全般	子どもが養護を卒業し、施設に通い始め、これから先、色々なサービスを利用して行こうと考えています。ショートステイ、入浴、移動支援etc、子どもにとっても親にとってもより良い、サービスが受けられるようお願いをしたいと思います。	個別の相談を通じて、当事者のニーズを把握し、適切な相談業務を充実させてまいります。	
36	全般	発達障がい者への施策 身体・知的・精神の三つの障がいについては随所に記載がありますが、発達障がいについては、特に障害者手帳等を有していない、知的発達の遅れのない発達障がい者についての記載が一切ないようなので、どのように障がい判断をされているのか、又、発達障がい者に対する援護・育成についてのお考えを知りたいと思い、可能な範囲で、越谷市広報などで掲載いただけるとことを要望します。	障害者自立支援法は、これまで身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者といった障がい種別ごとに分かれていた制度の一元化をねらいとしており、障がい福祉計画では3障がいを対象としたサービスの必要量及びその確保策を定めることになっています。したがって、現在では発達障がいについては、療育手帳や精神保健福祉手帳の交付を受けている方が対象となります。今後、国・県の動向を踏まえて検討を行っていきます。昨年度、見直しを行った新越谷市障がい者計画では、施策により難病患者や発達障がい者を含んだ記載としています。発達障がいに関しましては、児童福祉課や保健センターと教育相談所、学校、医療機関などとの連携を図り、早期発見・早期治療のための発達相談を行ってまいります。	
37	その他(教育)	支援学級等への通学児への施策 この案には、支援学校等に通っている児童、生徒達への案が分かりにくいです。知的には軽い学習障がい、自閉症の子供達への、将来を見据えた特別支援も見えませんが、是非計画案に入れ直してください。	本計画は、障害者自立支援法に基づくサービスの数値目標等について記述しているものでございます。特別支援学校等に通っている方などの支援については、障害者基本法に基づく「障がい者計画」において、記述しております。	